老発 0520 第２号
令和３年５月 20 日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する告示の公布について

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する告示（令和３年厚生労働省告示第 204 号）については、本日別添のとおり告示され、本年６月１日から適用することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第１　改正の趣旨

特例居宅介護サービス費等の対象地域については、厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成 12 年厚生省告示第 53 号）において、特別地域加算の対象地域については、厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（令和３年厚生労働省告示第 74 号）において規定されている。

当該告示においては、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第１項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第２項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第２条第１項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第２条第１項に規定する過疎地域その他の地域のうち、サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、指定を希望する区域等を対象地域として規定しているところ、今般、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号。以下「法」という。）が令和３年４月１日に施行されたことに伴い、法により新しく過疎地域とされた地域のうち、自治体が特例居宅介護サービス費等又は

特別地域加算の対象地域としての指定を希望した区域について規定するもの。

第２　改正の内容

○　特例居宅介護サービス費等の対象地域に埼玉県及び熊本県の一部区域を追加する。

○　特別地域加算の対象地域に埼玉県、鳥取県及び熊本県の一部区域を追加する。

第３　適用期日

令和３年６月１日

○厚生労働省告示第二百四号

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年厚生省告示第九十九号）第六号及び厚生労働大臣が定める地域（平成二十四年厚生労働省告示第百二十号）第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年六月一日から適用する。

令和三年五月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
（略）	（略）	（略）

改正前		
都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
（略）	（略）	（略）

（厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（令和三年厚生労働省告示第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
（略）	（略）	（略）
栃木県	（略）	（略）
埼玉県	秩父市	下吉田、吉田久長及び吉田阿熊
（略）	（略）	（略）
熊本県	（略）	（略）
	苓北町	
（略）	（略）	（略）

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
（略）	（略）	（略）
栃木県	（略）	（略）
埼玉県	秩父市	下吉田、吉田久長及び吉田阿熊
（略）	（略）	（略）
鳥取県	鳥取市	用瀬町用瀬、用瀬町別府、青谷町蔵内、青谷町大坪、青谷町奥崎、青谷町養郷、青谷町善田、青谷町鳴瀧、青谷町北河原、青谷町山田、青谷町亀尻、青谷町絹見、青谷町吉川、青谷町露谷、青谷町栄町、青谷町青谷、青谷町井手、青谷町長和瀬、河原町河原、河原町渡一木、河原町谷一木、河原町長瀬、河原町袋河原、河原町布袋、河原町稲常、河原町西円通寺、河原町鮎ヶ丘、河原町山手、河原町郷原、河原町三谷、河原町釜口、河原町高福、河原町徳吉、河原町今在家、河原町片山、河原町天神原、河原町曳田、河原町和奈見、河原町八日市、河原町佐貫、河原町水根、河原町山上及び河原町小倉
	倉吉市	関金町泰久寺、関金町松河原、関金町大鳥居及び関金町安歩
（略）	（略）	（略）
八頭町		小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘、日下部、下濃、坂田、船岡、破岩、福井、隼福、上野、隼郡家、見槻中、西谷、見槻及び志子部

改正前

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
（略）	（略）	（略）
栃木県	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
熊本県	（略）	（略）
	（新設）	
（略）	（略）	（略）

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
（略）	（略）	（略）
栃木県	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
鳥取県	鳥取市	用瀬町用瀬、用瀬町別府、青谷町蔵内、青谷町大坪、青谷町奥崎、青谷町養郷、青谷町善田、青谷町鳴瀧、青谷町北河原、青谷町山田、青谷町亀尻、青谷町絹見、青谷町吉川、青谷町露谷、青谷町栄町、青谷町青谷、青谷町井手及び青谷町長和瀬
	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
八頭町		小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下部

（略）	（略）
湯梨浜町	（略）
琴浦町	大字別所、大字赤碕、大字松谷、大字出上、大字光、大字勝田、大字西宮、大字佐崎、大字中村、大字太一垣、大字篦津、大字八幡、大字湯坂、大字尾張及び大字梅田
（略）	（略）
北栄町	西園、東園、原、穂波、瀬戸、大島、西穂波、六尾、亀谷、下種、上種、西高尾、東高尾、岩坪、由良宿、妻波及び大谷
（略）	（略）
（略）	（略）
熊本県	
（略）	（略）
苓北町	
（略）	（略）

（略）	（略）
湯梨浜町	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）
熊本県	
（略）	（略）
（新設）	
（略）	（略）